

○保育園の入園審査基準について

Q 保育園入園の審査基準は基本指数と調整指数が設けられ、指数が同点の場合は所得の低い方が優先される。4、5月入園の場合、所得は前々年分を見られる。1歳児で入園申請の場合、4月～12月生まれの場合はその年から産休・育休に入っているため、多くの場合その間の給与が出ていないが、早生まれの場合は前々年は産休に入っていないことから年間を通して給与がある。ここで大きな差が出るため、前々年の所得で判断されると、早生まれの場合は圧倒的に不利である。

前々年の所得で判断するなら、産休・育休に伴う無給期間を除いて判断すべきではないか。区は産休・育休期間を把握しており、対応は可能と思われるので改善していただきたい。

A 品川区の認可保育所は、児童福祉法および子ども・子育て支援法に則り、利用調整の判断基準として条例・規則に基づき「品川区保育所等利用調整事務取扱要領」を定め、申込者数が入園予定数を上回った場合、「保育を必要とする程度」を客観的に指数という形で点数化し、同一指数の場合は、基本指数の高い方、階層の低い方から入園内定者を決定しております。

これは、保育園入所を必要とする世帯の実情は千差万別であり、個々のケースを全て同じ条件に画一化して、審査を実施することは実態上不可能なことから、社会通念上合理的と解釈される範囲で基準を定めているところです。各要素については、個々の生活実態やライフステージで異なるご意見が生じます。

今回ご意見いただきました早生まれのお子さまがいらっしゃるご家庭が不利とのことですが、世帯の所得状況は、お母様の出産による産休、育休の取得以外にも様々な要因があると想定されるため、出産による所得状況の変動を考慮することは公平でないと考えています。

利用調整基準は皆様のご意見・ご要望と入園状況の結果を踏まえ、見直しや検討を行っておりますが、現行の審査基準は公平性・妥当性のあるものと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

(子ども未来部保育課)